

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成24年
2月28日
(火曜日)

目次

告示

水質汚濁防止法の規定に基づく化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量に係る総量規制基準に関する告示の一部改正(環境政策課).....一

水質汚濁防止法の規定に基づく窒素の含有量で表示した汚濁負荷量に係る総量規制基準に関する告示の一部改正(環境政策課).....一

水質汚濁防止法の規定に基づくりんの含有量で表示した汚濁負荷量に係る総量規制基準に関する告示の一部改正(環境政策課).....二

宇部都市計画公園事業の事業計画の変更認可(都市計画課).....二

公告

国土調査の成果の認証(地域政策課).....二

水質汚濁防止法に基づく総量削減計画(環境政策課).....三

土地改良区役員の届出(農村整備課).....六

公共測量の実施の終了(監理課).....七

山口県告示第五十四号

水質汚濁防止法の規定に基づく化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量に係る総量規制基準に関する告示(平成十九年山口県告示第三百三十七号)の一部を次のように改正し、平成二十四年五月一日から施行する。

平成二十四年二月二十八日

山口県知事 二井 関 成

「水質汚濁防止法の規定に基づく化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量に係る総量



規制基準に関する告示(平成十四年山口県告示第三百三十六号。以下「旧告示」という。)は、平成十九年八月三十一日限り、廃止する。」を削る。

三の表二の項中「(表2)第9号9月1日から平成21年3月31日までの間にあっては、
$$\frac{1}{10} \left[\text{Ca}^{2+} (\text{Q}_1 - \text{Q}_2) + \text{Ca}^{2+} \text{Q}_2 + \text{Ca}^{2+} \text{Q}_3 + \text{Ca}^{2+} \text{Q}_4 \right] \times 10^{-3}$$
」を削り、同表の備考2中「
$$\text{Q}_1, \text{Q}_2, \text{Q}_3, \text{Q}_4$$
及び Q_5 」を「及び Q_5 」に改め、「(平成十九年九月一日から平成二十一年三月三十一日までの間は、旧告示別表第三欄(1)」、「(平成十九年九月一日から平成二十一年三月三十一日までの間は、旧告示別表第三欄(2)」、「 Ca^{2+} 」旧告示別表第三欄(3)に掲げる化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)」、及び「 Q_1 」平成三年七月一日(基準日が平成三年十月一日、平成十年六月十七日、平成十二年三月一日、平成十二年十月一日又は平成十三年七月一日の場合にあっては、これらの日)から平成十九年八月三十一日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(単位 一日につき立方メートル)」を削る。

別表五の項中「肉製品製造業」を「部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業」に改め、同表二〇四の項中「プリント回路製造業」を「電子回路製造業」に改め、同表二〇五の項中「電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業電子部品・デバイス製造業を含む。))」を「電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業」に改め、同表二二一の項中「第二欄により」を「平成十八年一月三十一日以前に設置されたものうち、第二欄により」に改め、「以下のもの」の下に「(一)に掲げるものを除く。」「」を加え、「第二欄に規定する」を「平成十八年一月三十一日以前に設置されたものであって、第二欄に規定する」に改め、同表二二三の項中「未満のもの」の下に「(三)に掲げるものを除く。」「」を、「設置されたもの」の下に「(三)に掲げるものを除く。」「」を加える。

山口県告示第五十五号

水質汚濁防止法の規定に基づく窒素の含有量で表示した汚濁負荷量に係る総量規制基準に関する告示(平成十九年山口県告示第三百三十八号)の一部を次のように改正し、平成二十四年五月一日から施行する。

平成二十四年二月二十八日

山口県知事 二井 関 成

「水質汚濁防止法の規定に基づく窒素の含有量で表示した汚濁負荷量に係る総量規制基準に関する告示(平成十四年山口県告示第三百三十七号。以下「旧告示」という。)

は、平成十九年八月三十一日限り、廃止する。」を削る。

三の表二の項中「(平成19年9月1日から平成21年3月31日まで)において、 $L_p \parallel [C_{pi} \cdot (Q_{ni} - Q_{pi}) + C_{pi} \cdot Q_{ni} + C_{co} \cdot Q_{co}] \times / 10^{-3}$ 」を削り、同表の備考中「 Q_{pi} 及び Q_{ni} を Q_{no} に改め、 C_{pi} 旧告示別表第三欄(2)に掲げる窒素の含有量(単位リットルにつきミリグラム)及び Q_{ni} 平成十四年十月一日から平成十九年八月三十一日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(単位一日につき立方メートル)」を削る。

別表五の項中「肉製品製造業」を「部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業」に改め、同表二〇四の項中「プリント回路製造業」を「電子回路製造業」に改め、同表二〇五の項中「電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。)」を「電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業」に改める。

山口県告示第五十六号

水質汚濁防止法の規定に基づくりんの含有量で表示した汚濁負荷量に係る総量規制基準に関する告示(平成十九年山口県告示第三百二十九号)の一部を次のように改正し、平成二十四年五月一日から施行する。

平成二十四年二月二十八日

山口県知事 二井 関 成

「水質汚濁防止法の規定に基づくりんの含有量で表示した汚濁負荷量に係る総量規制基準に関する告示(平成十四年山口県告示第三百三十八号。以下「旧告示」という。)は、平成十九年八月三十一日限り、廃止する。」を削る。

三の表二の項中「(平成19年9月1日から平成21年3月31日まで)において、 $L_p \parallel [C_{pi} \cdot (Q_{ni} - Q_{pi}) + C_{pi} \cdot Q_{ni} + C_{co} \cdot Q_{co}] \times / 10^{-3}$ 」を削り、同表の備考中「 Q_{pi} 及び Q_{ni} を Q_{no} に改め、 C_{pi} 旧告示別表第三欄(2)に掲げるりんの含有量(単位リットルにつきミリグラム)及び Q_{ni} 平成十四年十月一日から平成十九年八月三十一日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(単位一日につき立方メートル)」を削る。

別表五の項中「肉製品製造業」を「部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業」に改め、同表二〇四の項中「プリント回路製造業」を「電子回路製造業」に改め、同表二〇五の項中「電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、

電子部品・デバイス製造業を含む。)」を「電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業」に改める。

山口県告示第五十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、宇部都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十四年二月二十八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 施行者の名称
宇部市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
宇部都市計画公園事業五・六・一常盤公園
- 三 事業施行期間
昭和三十二年三月二十五日から平成二十九年三月三十一日まで
- 四 事業地
宇部市大字沖宇部、大字上宇部、開三丁目、開四丁目、開五丁目、野中三丁目、則貞三丁目及び亀浦一丁目



(六二) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成二十四年二月二十八日

山口県知事 二井 関 成

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域

長門市	平成二十一年五月十四日から平成二十三年二月十四日まで	長門市地籍簿	仙崎、東深川及び深川湯本の各一部
"	平成二十一年五月十四日から平成二十三年三月二十二日まで	" "	日置上の一部
周南市	平成二十一年四月二十七日から平成二十三年二月二十二日まで	周南市地籍簿 周南市地籍簿	大字湯野の一部

二 認証年月日
平成二十四年二月二十八日

(六三) 水質汚濁防止法に基づく総量削減計画

水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第四条の三第一項の規定により、総量削減計画を次のとおり定めました。

平成二十四年二月二十八日

山口県知事 二井 関成

この総量削減計画は、化学的酸素要求量にあつては瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項に規定する区域のうち山口県の区域について、窒素又はりん含有量にあつては水質汚濁防止法第四条の二第一項に規定する地域のうち山口県の区域について、平成二十三年六月十五日付け化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針(瀬戸内海)に定められた削減目標量を達成するため、必要な事項を定めるものである。

一 削減の目標

平成二十六年度を目標年度とする発生源別の削減目標量は、次のとおりとする。

なお、平成二十一年度は産業活動の落ち込みの影響がみられており、平成二十六年度は産業活動の一定の回復を考慮した目標設定とする。

(一) 化学的酸素要求量に係る発生源別の削減目標量

区分	削減目標 (トン/日)	(参考)平成二十一年度における量 (トン/日)
生活系	一〇	一一
産業系	三三	二七
その他	四	三

(二) 窒素含有量に係る発生源別の削減目標量

区分	削減目標 (トン/日)	(参考)平成二十一年度における量 (トン/日)
生活系	八	八
産業系	一三	一一
その他	一一	一一

(三) りん含有量に係る発生源別の削減目標量

区分	削減目標 (トン/日)	(参考)平成二十一年度における量 (トン/日)
生活系	〇・七	〇・七
産業系	一	〇・八
その他	〇・三	〇・三

二 削減目標量の達成の方途

(一) 生活系排水対策

瀬戸内海に係る削減目標量の達成を図るためには、工場・事業場排水はもとより、汚濁負荷割合の大きい生活排水を効率的に処理することが必要である。

このため、市町と協力しながら、下水道の整備の一層の促進を図るとともに、地域の実情に応じ、浄化槽、農業集落排水施設、コミュニティプラント等の生活排水処理施設及びし尿処理施設の整備を促進するとともに、排水処理の高度化及び適正な維持管理の徹底等の生活排水対策を推進することにより、削減目標量の達成を図るものとする。

1 下水道の整備等

下水道の整備については、社会資本整備重点計画及び山口県汚水処理施設整備構想(平成二十三年三月策定)との整合を図りつつ、市町は、目標年度までに次の表に掲げる処理人口を目標にその整備を促進するものとする。

下水道が整備されている市町は、平成二十一年度末において、十六市町でその処理人口は七十六万九千人(うち高度処理人口は七万人)であったが、平成二十六年度末には、十六市町でその処理人口を八十三万八千人(うち高度処理人口は

八万五千人)となるよう努めるものとする。
下水道処理人口

年 度	行 政 人 口 (千人)	処 理 人 口 (千人)
二六	一、二九五	八三八 (うち高度処理人口は八五)

注 行政人口は、国立社会保障・人口問題研究所推計値等から推定したものである。

また、市町は、下水道終末処理場については、維持管理の徹底により、排水水質の安定及び向上に努めるとともに、下水道の普及状況を勘案しつつ、窒素及びリンの高度処理の導入を推進するものとする。

更に、合流式下水道については、越流水の現状把握に努め、雨水滞水池の整備、遮集管の能力増強、雨水吐の堰高の改良、スクリーンの設置等による改善を推進するものとする。

2 その他の生活排水処理施設の整備

浄化槽、農業集落排水施設、漁業集落排水施設及びコミュニティプラントについては、県及び市町は、山口県汚水処理施設整備構想との整合を図りつつ、目標年度までに次の表に掲げる処理人口を目標として整備するよう努めるものとする。

浄化槽については、浄化槽設置整備事業等の活用により、その整備を促進するものとする。また、既設の単独処理浄化槽については、合併処理浄化槽への転換を促進するものとする。

農業集落排水施設については、農業振興地域において、その整備及び促進を図ることとし、平成二十一年度末で十三市町五十六地区で供用開始されているものを、平成二十六年度末には、更に三市町三地区で整備するよう努めるものとする。

漁業集落排水施設については、漁港背後の漁業集落において、平成二十一年度末で八市町十二地区で供用開始されている。今後、更に整備するよう努めるものとする。

コミュニティプラントについては、一市一地区で供用開始されている。市町が策定した一般廃棄物処理計画に基づき、整備するものとする。

し尿処理施設については、市町が策定した一般廃棄物処理計画に基づき、整備するとともに、処理施設の維持管理の徹底及び高度処理の導入により、排水の水質の安定及び向上に努めるものとする。

なお、これらの生活排水処理施設については、浄化槽法(昭和五十八年法律第

四十三号)等関係法令に基づき、その適正な設置並びに定期検査、保守点検及び清掃の徹底を図ることにより、排水水質の安定及び向上に努めるものとする。
処理形態別汚水処理人口

年 度	処 理 形 態	処 理 人 口 (千人)
二六	浄化槽	二二〇
	農業集落排水施設	四二
	漁業集落排水施設	一三
	コミュニティプラント	〇・一

注 処理人口は、山口県汚水処理施設整備構想から推定したものである。

3 一般家庭における生活排水対策

一般家庭からの生活排水による汚濁負荷量を抑制するため、水質汚濁防止法等に基づき、市町と協力し、実践活動のてびきの配布等により家庭でできる排水対策について啓発及び普及を図るものとする。

また、特に、対策の実施が必要な生活排水対策重点地域に指定している島田川上流域生活排水対策重点地域においては、岩国市玖珂・周東地域生活排水対策推進計画(平成二十三年四月策定)に基づき、浄化槽の設置から設置後の維持管理まで一貫して行う特定地域生活排水処理事業等の計画的、総合的な生活排水対策を推進するものとする。

(二) 産業系排水対策

1 総量規制基準の設定

指定地域内の日平均排出水量が五十立方メートル以上の総量規制基準適用事業場については、業種ごとの排水水質の実態、排水処理技術水準の動向、汚濁負荷量の削減のために採られた措置、除去率の季節変動等を考慮し、適切な総量規制基準を定め、立入検査、水質検査等を行い、その遵守を徹底することにより、削減目標量の達成を図るものとする。

特に、新・増設の施設については、既設の施設に比べ、より高度な排水処理技術の導入が可能であることに鑑み、特別の総量規制基準を設定することにより、汚濁負荷量の抑制を図るものとする。

また、水質汚濁防止法施行規則(昭和四十六年総理府・通商産業省令第二号)第一条の五から第一条の七までの規定により都道府県知事が定める値は、環境大

臣が定めた化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成十八年環境省告示第百三十四号）、窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成十八年環境省告示第百三十五号）及びりん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成十八年環境省告示第百三十六号）によることとし、一部の業種については、生産工程の別等により細区分し、業種等の実態を考慮して適切に設定するものとする。

2 総量規制基準が適用されない事業場等に対する対策

総量規制基準が適用されない工場・事業場のうち、水質汚濁防止法第三条第三項に基づく排水基準を定める条例（昭和四十七年山口県条例第五号）及び山口県公害防止条例（昭和四十七年山口県条例第四十一号）により排水規制の対象となつていないものについては、立入検査及び水質検査を行い汚濁負荷量の抑制について指導等を行うものとする。

その他の事業場等については、排出水の特性等を考慮し、小規模事業場排水対策マニュアル（平成十三年三月環境省環境管理局）、山口県小規模事業場技術指導マニュアル（昭和六十三年三月制定）等に基づき、適正な排水処理、汚濁負荷量の抑制のために必要な指導等に努めるものとする。

(二) その他の汚濁発生源に対する対策

その他の汚濁発生源である農地、畜産業及び養殖漁場については、汚濁発生源が多岐にわたることから、それぞれ次の施策を推進し、削減目標量の達成を図るものとする。

1 農地からの負荷削減対策

山口県持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する指針（平成十三年三月策定）、山口県有機農業推進計画（平成二十年三月策定）等に基づき、エコファーマーの認定の促進をし、有機農業の取組の支援及び地域でまとまって環境負荷を低減する先進的な営農活動の支援をし、並びに施肥量の適正化及び化学肥料の使用の抑制等による環境負荷の低減に配慮した環境保全型農業を推進するものとする。

2 畜産排水対策

畜産排水については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成十一年法律第百十二号）、山口県資源循環型畜産確立対策推進事業実施要領（昭和五十八年十一月制定）等に基づき、家畜排せつ物処理施設の補完的又は性能向上を目指した整備、指導体制の整備等による家畜排せつ物の適正管理等を通じ、家畜排せつ物に由来する汚濁負荷量の削減を図るとともに、耕畜連携の

強化による広域利用、エネルギー利用等の高度利用を促進するものとする。

3 養殖漁場の改善

養殖漁場の環境の改善を図るため、持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）に基づき、給餌量の低減及び汚濁負荷の少ない飼餌料の使用を促進し、養殖漁場の環境の管理の適正化を推進するとともに、漁場内の水質及び底質の状況を検査し、地域の実情に応じて適切な措置を講ずるものとする。

三 その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項

次の施策を推進し、削減目標量の達成を図るものとする。

(一) 干潟・藻場の保全

瀬戸内海及び響灘沿岸域の干潟・藻場の保全活動を推進し、水産資源の保護・培養、水質浄化等を推進するものとする。

(二) 水質改善に資する養殖等の取組の推進

水質改善に資する取組として、海域中の自然にある栄養塩及び餌を利用して行う藻類養殖、貝類増殖等を推進するとともに、漁業については、漁獲量の管理、漁業者が策定する資源管理計画等により、水生生物の安定的な漁獲を推進するものとする。

(三) 水質保全事業の推進

1 河川環境の整備
河川環境の保全を図るために、河川・干潟等の多様な生態系の維持に配慮し、事業を行うものとする。

2 底質の除去等

底質による水質の悪化を防止するため、海域等において、必要に応じ、しゅんせつ、覆砂事業等を行うものとする。

(四) 里海づくりの推進

人の手を適切に加えることにより、生物多様性及び生物生産性が高まった里海を目指し、里海のご概念及び重要性についての啓発を図るとともに、榎野川河口域、干潟及び山口湾等の地域における里海づくり活動に対する支援を行うものとする。

(五) 監視体制の充実

公共用水域の水質汚濁の状況及び汚濁負荷量の排出状況を正確に把握し、有効かつ適切な対策を講ずるため、公共用水域の水質監視、指定地域内事業場に対する立入検査の実施及びその他の発生源に対する指導等、効果的な監視体制の充実に努めるものとする。

(六) 教育、啓発等

総量削減計画をより効果的に推進するには、関係市町、県民及び事業者の理解と

平成二十三年六月十四日から平成二十四年一月三十一日まで

田布施土地改良区	理	小野	秋生	熊毛郡田布施町大字大波野九九〇
"	"	河内	孝道	" " 五五一の
"	"	伊丸	泰生	" " 八〇〇の
"	"	岡入	真澄	" " 一〇二二
"	"	山本	健司	" " 一二七四
"	"	大上	茂	柳井市余田六三三
"	"	木村	俊幸	○熊毛郡田布施町大字上田布施三三九
"	"	長信	正治	" " 大字川西五〇八
"	"	石原	義一	" " 大字上田布施二四六
"	"	國重	太郎	" " 大字大波野二二四七
"	"	末廣	悟	" " 二三八三
"	監	河村	幸男	光市光井四丁目三二番一五号
"	事	鳥越	幸春	○熊毛郡田布施町大字上田布施一九一
"	"	小野	正人	" " 大字大波野一一六の
"	"	熊野	説王	光市塩田一〇一五

(六五) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、下関市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十四年二月二十八日

山口県知事 二井 関成

一 作業の種類

公共測量(数値地形図データ作成)

二 作業の地域

下関市豊北町大字神田

三 作業の期間

平成二十四年二月二十八日印刷

発行人所

山口県知事庁